



発行 新潟県

第 21 号

令和元年7月16日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 4 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）
- 5 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則（人事課）

訓 令

- 2 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）

告 示

- 235 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 236 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 237 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 238 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 239 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 240 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 241 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 242 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 243 新潟県奨学金の返還に係る未収金の収納の事務委託（高等学校教育課）

公 告

- 指定管理者の募集（文化振興課）
- 指定管理者の募集（環境企画課）
- 指定管理者の募集（都市整備課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 27 参議院新潟県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時の指定（選挙管理委員会）
- 28 参議院比例代表選出議員選挙における新潟県選挙分会の場所及び日時の指定（選挙管理委員会）

規 則

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 16 日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第 4 号**

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(危機管理監等)</p> <p><b>第165条の 2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 本庁に副危機管理監を置くことができる。</u></p> <p><u>4 副危機管理監は、危機管理監を補佐して危機管理に関する事務を整理するとともに危機管理監の命を受けて危機管理に関する事務を処理する。</u></p> <p><u>5 危機管理監に事故があるとき、又は危機管理監が欠けたときは、副危機管理監がその職務を代理する。</u></p>	<p>(危機管理監)</p> <p><b>第165条の 2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 16 日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第 5 号**

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成18年新潟県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第 1 項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏 名</th> <th style="text-align: center;">代理の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">副知事 佐久間 豊</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副知事 益 田 浩</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副知事 米 澤 朋 通</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	代理の順序	副知事 佐久間 豊	(略)	副知事 益 田 浩	(略)	副知事 米 澤 朋 通	(略)	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第 1 項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏 名</th> <th style="text-align: center;">代理の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">副知事 高 井 盛 雄</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副知事 溝 口 洋</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副知事 益 田 浩</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	代理の順序	副知事 高 井 盛 雄	(略)	副知事 溝 口 洋	(略)	副知事 益 田 浩	(略)
氏 名	代理の順序																
副知事 佐久間 豊	(略)																
副知事 益 田 浩	(略)																
副知事 米 澤 朋 通	(略)																
氏 名	代理の順序																
副知事 高 井 盛 雄	(略)																
副知事 溝 口 洋	(略)																
副知事 益 田 浩	(略)																

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第2号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（危機管理監の専決事項）</p> <p><b>第4条の2</b> 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1) <u>危機管理監の旅行及び副危機管理監の5日以上</u>の旅行の命令をすること。</p> <p>(2) <u>危機管理監の旅行及び副危機管理監の5日以上</u>の旅行の復命を受けること。</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。<u>以下この号及び第4条の5において「休暇等」という。</u>）並びに副危機管理監の5日以上<u>の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等</u>をすること（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) （略）</p> <p style="text-align: center;">（参与の専決事項）</p> <p><b>第4条の3</b> 次に掲げる事項は、参与（部に置かれる参与に限る。以下同じ。）が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 参与の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（5日以上のもの（<u>夏季休暇を除く。</u>）、結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの並びに研修及び兼職に係るものを除く。<u>次条、第4条の7、第4条の9から第4条の11まで及び第5条の5から第5条の7までにおいて「休暇等」という。</u>）の承認等をする</p>	<p style="text-align: center;">（危機管理監の専決事項）</p> <p><b>第4条の2</b> 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1) 危機管理監の旅行の命令をすること。</p> <p>(2) 危機管理監の旅行の復命を受けること。</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。）の承認等をする</p> <p>こと（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) （略）</p> <p style="text-align: center;">（参与の専決事項）</p> <p><b>第4条の3</b> 次に掲げる事項は、参与（部に置かれる参与に限る。以下同じ。）が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 参与の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（5日以上のもの（<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除く。</u>）、結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの並びに研修及び兼職に係るものを除く。<u>次条から第4条の7まで、第4</u></p>

<p>(4)～(6) (略)</p> <p><b>第4条の4</b> (略)</p> <p><u>(副危機管理監の専決事項)</u></p> <p><b>第4条の5</b> <u>次に掲げる事項は、副危機管理監が専決するものとする。</u></p> <p><u>(1) 副危機管理監の旅行(5日以上を旅行を除く。次号において同じ。)の命令をすること。</u></p> <p><u>(2) 副危機管理監の旅行の復命を受けること。</u></p> <p><u>(3) 副危機管理監の休暇等(5日以上のもの(夏季休暇を除く。))並びに研修及び兼職に係るものを除く。)の承認等をする事(研修及び兼職の場合にあつては、人事課長に合議すること。)</u></p> <p><u>(4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による副危機管理監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</u></p> <p><u>(5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による副危機管理監の代休日の指定を行うこと。</u></p> <p><u>(6) 副危機管理監の当直勤務の命令をすること。</u></p> <p><b>第4条の6</b> 削除</p> <p><u>(危機管理監の権限の代決)</u></p> <p><b>第10条の2</b> <u>危機管理監が不在のときは、副危機管理監がその事務を代決する。</u></p>	<p>条の9から第4条の11まで、第5条の5から第5条の7までにおいて「休暇等」という。)の承認等をする事。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><b>第4条の4</b> (略)</p> <p><b>第4条の5及び第4条の6</b> 削除</p> <p><b>第10条の2</b> 削除</p>
--	---

告 示

◎新潟県告示第235号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

令和元年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟県立十日町病院
- 2 所 在 地 十日町市高田町三丁目南32番地9
- 3 有効期間 令和元年10月1日から  
令和4年9月30日まで

◎新潟県告示第236号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

令和元年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟県立松代病院
- 2 所 在 地 十日町市松代3592番地2

- 3 有効期間 令和元年10月1日から  
令和4年9月30日まで

### ◎新潟県告示第237号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。  
令和元年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 町立津南病院  
2 所 在 地 中魚沼郡津南町大字下船渡丁2682番地  
3 有効期間 令和元年10月1日から  
令和4年9月30日まで

### ◎新潟県告示第238号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。  
令和元年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 柏崎総合医療センター  
2 所 在 地 柏崎市北半田2丁目11番3号  
3 有効期間 令和元年10月1日から  
令和4年9月30日まで

### ◎新潟県告示第239号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和元年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	ホームヘルプ春日和小千谷	新潟県小千谷市千谷川1丁目11番9号V I T A千谷川A103号室	株式会社ワールドステイ	令和元年7月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイシャリテ花はな	新潟県柏崎市西山町坂田5418番地1	株式会社和穩	令和元年7月1日

### ◎新潟県告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ショートステイ愛の里にしやま	新潟県柏崎市西山町坂田5418番地1	キハン株式会社	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和元年5月29日	令和元年6月30日

### ◎新潟県告示第241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土

地改良事業計画を適当と決定したので、令和元年 7 月 17 日から令和元年 8 月 14 日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年 7 月 16 日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
長岡市 小国町土地改良区	法坂	農業用排水施設整備 (県単農業農村整備「かんがい排水」)事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	長岡市役所	第 48 条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記 1 の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日 (告示日) の翌日から起算して 6 か月以内に、新潟県を被告として (訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記 1 の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記 (2) の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記 (1) (異議の申出をした場合には (2)) の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第 242 号

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年 7 月 16 日

新潟県新発田地域振興局長

1 指定道路の種類

第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

令和元年 7 月 4 日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北蒲原郡聖籠町大字蓮野字萱原 5462 番 5	7.60	58.73
北蒲原郡聖籠町大字蓮野字長峰山 6046 番 1		

◎新潟県告示第 243 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 1 項の規定により、新潟県奨学金の返還に係る未収金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和元年 7 月 16 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 委託した事務の範囲

新潟県奨学金の返還に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務

2 受託者の氏名又は名称及び住所

弁護士法人 一番町総合法律事務所  
東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル

3 委託期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

## 公 告

## 指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県立自然科学館条例（昭和56年新潟県条例第48号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集する。

令和元年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 募集する事項

## (1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟県立自然科学館

イ 対象業務

(7) 条例第2条各号に掲げる自然科学館の事業の実施に関する業務

(4) 自然科学館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(9) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

## (2) 指定の期間

令和2年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、指定期間4年目となる令和5年度に、審査委員会による中間評価を実施し、評価結果を踏まえ、県は必要に応じて管理運営業務等の改善指導を行うものとする。

## 2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）、複数の法人等により構成される団体（以下「共同体」という。）とし、個人での申請は受け付けない。単独で申請した法人等は、共同体の構成員になることはできない。また、複数の共同体の構成員に同時になることはできない。

申請者（共同体の構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下、「役員等」という。）に就任していないこと。

(3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(4) 県の指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。

(6) 県税等を滞納していないこと。

(7) 経営状況が健全であること。

(8) 県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

(9) 指定管理者になろうとする法人等（共同体の構成員を含む）及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

## 3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県県民生活・環境部文化振興課文化政策係  
電話番号 025-280-5138 (直通)  
FAX番号 025-280-5221
- (2) 募集要項の交付方法  
新潟県文化振興課ホームページから入手する。
- (3) 申請書類の受付期間  
令和元年7月16日(火)から令和元年8月30日(金)午後5時まで

#### 4 その他

- (1) 失格 虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補者の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補者を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

---

#### 指定管理者の募集について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び新潟県関岬キャンプ場条例(平成7年新潟県条例第22号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集する。

令和元年7月16日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 募集する事項

- (1) 対象施設及び対象業務  
ア 対象施設 新潟県関岬キャンプ場  
イ 対象業務  
(イ) 条例第15条各号に掲げるキャンプ場の事業の実施に関する業務  
(ロ) 前号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
- (2) 指定の期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

#### 2 申請資格

申請者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)、複数の法人等により構成される団体(以下「共同体」という。)とし、個人での申請は受け付けない。単独で申請した法人等は、共同体の構成員になることはできない。また、複数の共同体の構成員に同時になることはできない。

申請者(共同体の構成員を含む)は以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下、「役員等」という。)に就任していないこと。
- (3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。)
- (4) 県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生または再生手続きを行っている者でないこと。
- (6) 県税等を滞納していないこと。
- (7) 経営状況が健全であること。
- (8) 県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
- (9) 指定管理者になろうとする法人等(共同体の構成員を含む)及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。  
ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)



- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### 3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県県民生活・環境部環境企画課自然保護係  
電話番号 025-280-5151（直通）  
FAX番号 025-280-5166

- (2) 募集要項の交付方法

新潟県環境企画課ホームページから入手する。

- (3) 申請書類の受付期間

令和元年7月16日（火）から令和元年8月30日（金）午後5時まで

### 4 その他

- (1) 失格 虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補者の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補者を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

---

### 指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号。以下「条例」という。）第15条の6第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和元年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 募集する事項

- (1) 対象施設及び対象業務

#### ア 対象施設

- (7) 新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）及び清五郎ワールドカップ広場
- (イ) 新潟県立島見緑地及び聖籠緑地

- (2) 対象業務

#### ア 新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）及び清五郎ワールドカップ広場

- (7) 都市公園の運営に関する業務
- (イ) 条例第2条に規定する行為の許可に関する業務
- (ロ) 条例第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務
- (エ) 条例第5条の2に規定する有料公園施設の使用の許可に関する業務
- (オ) 条例第8条第1項に規定する許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務（前記1(2)ア(イ)及び(エ)に規定する許可に係るものに限る。）
- (カ) 都市公園の維持管理に関する業務
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

#### イ 新潟県立島見緑地及び聖籠緑地

- (7) 都市公園の運営に関する業務

- (イ) 条例第2条に規定する行為の許可に関する業務
- (ロ) 条例第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務
- (エ) 条例第8条第1項に規定する許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務(前記1(2)イ(イ)に規定する許可に係るものに限る。)
- (オ) 都市公園の維持管理に関する業務
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(3) 指定の期間

ア 新潟県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)及び清五郎ワールドカップ広場

(ア) 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(イ) 管理運営実績について、新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会による評価を行った結果、支障がないと判断される場合は、指定期間を更に5年間延長することができる。

イ 新潟県立島見緑地及び聖籠緑地

(ア) 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は法人等が構成する共同体(以下「グループ」という。)とし、個人での応募は受け付けない。また、申請者(グループの構成員を含む。)は以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 県内に主たる事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下、「役員等」という。)に就任していないこと。
- (4) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。)
- (5) 新潟県から指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (8) 経営状況が健全であること。
- (9) 指定管理者になろうとする法人等(グループを含む。)及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるような関係にある団体でないこと。
- (10) 公園又は公園類似施設の管理業務実績があること。(グループで申請する場合は構成員のいずれかが当該管理業務実績を有していること。)

単独で申請した法人等は、他の申請グループの構成員になることはできない。また、複数の申請グループの構成員に同時になることはできない。

なお、グループで申請する場合はグループの代表法人等を定めること。

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補として選定された者又は指定管理者としての指定を受けた者が、上記の要件のいずれかを欠くこととなった場合は、その選定又は指定を取り消すこととする。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班

電話番号 025-280-5440(直通)

- (2) 募集要項の配布方法

令和元年7月16日(火)から8月30日(金)までの間、新潟県都市整備課ホームページからダウンロードして入手すること。

- (3) 申請書類の提出期間

令和元年8月28日(水)から8月30日(金)午後5時まで

4 その他

- (1) 失格 申請書類に虚偽の記載があった場合、申請者が自らのプレゼンテーション実施前に他の申請者のプ

レゼンテーションの内容（収支計画の内容を含む。）を入手する等公正な審査を妨げるような行為があった場合及び指定管理料の額を不当にせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他の不正行為をした事実が確認された場合は、失格とする。また、申請書類に不備がある場合並びに新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会委員及び本募集に関わる県職員に対して、本募集に係る接触の事実が確認された場合は、失格とする場合がある。

- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

#### 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成11年新潟県告示第1221号）8の規定により、平成31年4月から令和元年6月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和元年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、振動試験機の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和元年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

##### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
振動試験機 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和元年12月27日（金）
- (4) 納入場所  
新潟県工業技術総合研究所 上越技術支援センター1階 高機能性試験室  
新潟県上越市藤野新田349-2
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

##### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和元年8月28日(水) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和元年8月29日(木) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登録されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和元年8月5日(月)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和元年8月16日(金)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) 消費税等の税率改正に伴う変更契約

契約期間の途中において消費税等の税率改正があった場合は、変更契約を行うものとする。

(12) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Vibration Test System [1] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. (Fri.) August 16, 2019

- (3) Date of bid opening:  
1:30P.M. (Thu.) August 29, 2019
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:  
Audit Division  
Bureau of the Treasury  
Niigata Prefectural Government  
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570  
TEL: 025-280-5490  
E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、3D内視鏡システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年7月16日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
3D内視鏡システム 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和元年9月30日（月）
- (4) 納入場所  
新潟県立がんセンター新潟病院
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566  
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課  
電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

#### 4 入札、開札の日時及び場所

令和元年7月26日（金）午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

#### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (8) その他
  - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
  - イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電動油圧式手術台システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年7月16日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
電動油圧式手術台システム 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和元年9月30日（月）
- (4) 納入場所  
新潟県立がんセンター新潟病院
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者として社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年7月26日(金) 午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電動ベッドの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年7月16日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

電動ベッド 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566  
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課  
電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

### 4 入札、開札の日時及び場所

令和元年7月26日(月)午前11時00分  
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (8) その他  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)  
イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除細動器について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年7月16日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
除細動器 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限
-



令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年7月25日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年7月26日(金)午前10時30分

新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

- ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- イ 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

令和元年7月21日執行の参議院新潟県選出議員選挙における選挙会を開催する場所及び日時を次のとおり定めた。

令和元年7月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 場 所 新潟県庁行政庁舎 2階 会議室201
- 2 日 時 令和元年7月24日 午後1時30分

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における新潟県選挙分会を開催する場所及び日時を次のとおり定めた。

令和元年7月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 場 所 新潟県庁行政庁舎 2階 会議室201
- 2 日 時 令和元年7月24日 午後1時30分